

高齢者福祉事業に関する市民検討委員会実施要領

(目的)

高齢者福祉事業の見直しによる持続可能な地域共生社会の実現を目指し、市民等からの意見を聴き検討を進めるため、高齢者福祉事業に関する市民検討委員会を置く。

(所掌事項)

委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 敬老会、長寿祝金支給事業、健康づくり入浴サービス事業、はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業の見直しに関する事。
- (2) 少子高齢社会において、高齢者が安心して生活できる新たな施策の提案に関する事。
- (3) その他高齢者福祉事業の見直しに関する事。

(組織)

委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員35人以内をもって組織する。

- (1) 公募による者（介護保険運営協議会公募委員）
- (2) 当事者団体等の関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 学生
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(任期)

委員の任期は、委嘱した日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

委員会の庶務は、市民福祉部高齢ふれあい課において処理する。